

国際組織と黙示的権限の法理（Ⅰ）

——解釈プロセスをめぐって——

佐 藤 哲 夫

〔目 次〕

序 章 問題の所在

第Ⅰ章 組織文書の法的性質に関する学説の概観

第Ⅱ章 組織文書の解釈プロセス

第1節 国家間条約法における解釈枠組み

- (1) 国際司法裁判所の解釈方法
- (2) ウィーン条約法条約の解釈方法（以上本号）
- (3) 小 括

第2節 発展的要因としての国際組織の実行

第3節 有効性の原則と黙示的権限の法理

第Ⅲ章 黙示的権限の法理をめぐる国際司法裁判所の推論

第Ⅳ章 結 論

序 章 問題の所在

第1節 問題の所在

現代国際社会の特徴の一つが国際組織の増大・発展であることは疑いを入れない。この国際組織の発展が国際法学者の法的分析の対象とされてきた理由としては、国際組織自体が国際法の重要な法源である条約によって設立された機能的団体であり、その構造等の認識及び統制には法的分析が不可欠であることに加えて、一層重要なことには、確かに国際法秩序自体に対して本質的構造的

な変革を引き起こしており⁽¹⁾、今や分析対象から国際組織を除外しては十分な考察たりえないという点を指摘することができよう。

このような国際組織の発展に対する国際法学者のアプローチは、便宜上二つのグループに分けることも可能であろう⁽²⁾。すなわち、

- (1) 国際組織の加盟国となることによって生じる国家主権の制限に関する側面：決議の拘束力、表決制度、国内管轄権など。
- (2) 国際法秩序による法的規制の対象としての新主体という側面に関するもの：法主体性、条約締結権、特権免除、国際責任など。

本稿の目的は、国際組織設立の基礎となる組織文書 *Constituent Instrument* の解釈プロセスにおける特徴を、黙示的権限の法理⁽³⁾との関連から分析し、国家間条約法における解釈との相違を浮き彫りにすることである。これは両アプローチ内の諸問題解決への前提的作業と言えるものであると同時に、国際組織法の固有な性格を示そうとする一つの試みでもある。

最後に、本稿で扱う問題に関して2点を断わっておかなくてはならない。

- (1) 本稿では政府間国際組織のみを扱い、非政府間国際組織（NGO）や国際裁判所などは除外している。
- (2) 国際組織内部での機関相互の権限関係も重要であるが、これは一般に各国際組織に固有な側面が強く、本稿の一層基本的な問題関心の故に除外されている。

第2節 条約の分類と組織文書

国際法秩序の主要な法源は慣習と条約である故に、規制対象の多様性にもかかわらず、短期間による意図的規律のためにはすべて条約という形式が使われてきた。従って条約は複数の性格をしばしば有することになる。こうして、本質的異質性と形式的同一性との緊張は現代条約法が国際法学者に提示するジレンマと言えよう。

条約の分類としては、二国間条約と多国間条約、開放条約と閉鎖条約、契約的条約と立法的条約などが想起される。しかし一層本質的重要性を有する点として、客観的制度を生み出す条約の第三国に対する効果や、国際組織を設立す

る組織文書の諸特徴を指摘できる。

前者に関しては、確かにウィーン条約法条約の第34—38条の規定に見られるように、また国際法委員会（ILC）の最終報告者 Waldock の条約法に関する第三報告書中の第63条（客観的制度を規定する条約⁽⁴⁾）が削除されたことに明らかなように、厳格な合意主義が採用された結果、この種の条約が独自のカテゴリーを構成することは否定された。しかし、学説上も実行上⁽⁵⁾もこの種の条約が客観的制度を設立しうることはほとんど疑いなく、確かに「条約の第三国に対する効果を条約法の枠内で処理するには多少の無理が存する⁽⁶⁾」と思われる。

後者については、本稿の問題意識の基礎でもある以上、多少詳しく見てみよう。

組織文書を独自のカテゴリーとして扱った分類の試みとしては、1930年の McNair の論文 *The Function and Differing Legal Character of Treaties*⁽⁷⁾がある。McNair は、条約の相違は内容のみにとどまらず、その法的性格にも及ぶのであり、多くの種類の条約が同一の規則システムによって実効的に支配されうるという仮定が生み出した多くの困難を取り除くためには、各条約の本質的相違を認識し、その性格に適した規則を形成する必要があることを指摘する。この論文は、条約分類の大胆な試みであり、重要な示唆を含むものであるが、組織文書の諸特徴の具体的考察自体はほとんどされていない。

その後においても、同様の分類がなされることはあっても、組織文書の諸特徴の分析はなされてきてはいないと思われる⁽⁸⁾。しかし、この点を踏まえた上ではじめて、組織文書を独自のカテゴリーとして扱う意義が明確となると言えよう。

この意味で、付随的にはあるが諸特徴に言及したものとしては前述の Waldock の草案がある。この中では、彼以前の3人の特別報告者が一般的な条約法の枠組みの中で組織文書に特別な扱いをする必要性を認めなかったこととは対照的に、組織文書への条約法の適用に関するさまざまな点（組織文書への参加＝国際組織への加盟、留保の扱い、条約違反の場合における権利停止や除名、改正など）で留保がなされている。

ILC のメンバーであった Rossenne はこの点を踏まえて次のように述べる。

「国際組織のメンバーシップ及び組織文書への参加によって生み出される法的関係のまさに本質に関わる多くの主要な側面が、多边的条約への参加についての対応する側面に適用される原則や規則と基本的に異なるものによって実行上支配されているという事実は、国際組織の組織文書は国際法上多边的条約と同一の種類か否かについて重大な疑義を引き起こさずにはいない⁽⁹⁾。」

彼は、1966 年の *It the Constitution of an International Organization an International Treaty?* と題する論文の結論において、この問いに対する一律の解答はなしえず、条約法の枠内に入る場合もあれば、不可能な場合もあることを承認した。

こうして今や、条約法との類似性は表面的なものにすぎないような組織文書を支配する法が発展してきていると思われる。いかなる点でどのような特徴が存在しているかを実証的に論証する作業が次に要求される。

国際組織はその存在のみならず、その行動能力等をも組織文書に基づくが故に、組織文書の解釈プロセスは国際組織を支配する法の中で中核をなす問題と言える。解釈は条約法の中で最も議論がされてきた主題の一つであるが、組織文書の解釈方法に関しても比較的多くの言及がなされてきている。組織文書の法的性質という基本的な文脈の中でそのそれらの紹介と問題点の指摘が第Ⅰ章の課題である。

第Ⅰ章 組織文書の法的性質に関する学説の概観⁽¹⁰⁾

第1節 条約法の枠内に限定する厳格な立場

この立場の学説は組織文書を条約という側面に注目してとらえるのであり、背後には国家主権及び国家の同意を重視する考え方が存在する。主にソ連の法学者 Tunkin をとりあげて以下の紹介をなしていこう。

国際組織の法主体性に関しては、確かにソ連の学説は肯定派と否定派に分かれてきた⁽¹¹⁾。しかし、国際組織が国際法上の一定の権利・義務の担い手であ

ることは疑問の余地なく、この点は「言葉の争いにすぎない⁽¹²⁾」と言える。

ただその際に、国際組織の派生的性格及び基礎としての組織文書の存在が強調される。すなわち、国家は一定目的のために国際組織を設立したのであるが、その目的実現のための一定の手続をも規定しており、国際組織は諸国の同意なくしてこの制限を越えることはできない。従って、国際組織はその組織文書中に列挙された権限のみを有する国際法の第二次的派生的主体なのである⁽¹³⁾、と。

この考え方は、組織文書の条約的側面の強調につながる。Tunkin は、組織文書を憲法的にとらえる西欧の学説を十分な根拠のないものとして批判し、次のように述べる。確かに組織文書は *sui generis* 条約ではあるが、「条約法のすべての基本的規定は一連のばあいにはわずかな変更を加えて国際機構の構成文書に適用される⁽¹⁴⁾。」そして、ここには条約の変更と解釈も含まれるのである。

こうして、黙示的権限も条約解釈の枠内の概念としてのみ考えられることになる。つまり、確かに組織文書は国際組織のすべての活動のための網羅的規定を含みえず、機能上の第二次的問題が組織文書の基礎の上に解決されることは認めるのではあるが、ICJ の認めた定式は、組織文書の解釈を越えて国際組織の任務遂行に不可欠な付加的権限は常に推定されとする国際法規則を主張するものであると批判し、「黙示的権限は一般国際法の規則ではなく、特定の国際組織の規程の解釈の問題である⁽¹⁵⁾」と主張する。Tunkin いわく、

「国際組織の黙示的権限の問題は、組織文書及び補充的合意の解釈の問題であるから、国際条約の解釈に関する一般に受け入れられた規則が、黙示的権限の問題が生じた場合に適用されるべきである。……国際組織の『黙示的権限』は、黙示的権限に関する国際法の特定の規則の基礎の上ではなく、各特定の場合に、組織規程の諸規定の中で現実に推定されと考えられる程度においてのみ認められると言えよう⁽¹⁶⁾。」

残された重要な点は、国際組織の実行と組織文書の修正・発展との関係である。この点についても基本的立場は一貫しており、「いかなる変更も機構の加盟国にとり、その加盟国の明示または黙示の同意なしには拘束力をもつものに

なることができない⁽¹⁷⁾」のである。Tunkin は西欧の学者の事後の実行に対する評価を合法的行為と組織文書違反行為とを混同するものと批判し、国際組織自身の実行の価値を認めない。彼は次のように結論する。

「国際組織の構成文書の基本的でない一部の規定の慣習による変更は、(a)その国際機構ではその機構のすべての加盟国が同意する実践が成立し、(b)この実践がその構成文書のそれぞれの規定を変更する機構の加盟国の合意を示すばあいには可能である……

基本点はこうである。国際条約である国際機構の構成文書は、条約により設立された国際機構自体によるのではなく、この条約の当事国だけにより変更することができる⁽¹⁸⁾。」

Kelsen⁽¹⁹⁾ と Hackworth⁽²⁰⁾ も同様に、国際組織の法的性格を委任列举権限を有する実体としてとらえ、黙示的権限の範囲もそれに対応させて、条約法の枠内に限定する。

第2節 組織文書から離れた自由な立場

この立場は、国際組織をその組織文書によって必ずしも統制されるわけではない独自の発展的実体として考える。ICJ の判事であったチリの法学者 Alvarez とノルウェーの法学者 Seyersted の見解を紹介しよう。

Alvarez は、国際関係の緊密・複雑化や相互依存関係の増大から、純粋に法的な問題は存在しえず、法と政治の区別は不可能であるとする国際社会の性格づけを導き出す。そしてこの社会を規律する法についても、「社会的相互依存の法」と名づけられる新国際法の存在を承認する⁽²¹⁾。

彼は、1950年「総会の権限」に関する勧告的意見の反対意見の中で、新国際法の下での解釈方法を次のように展開する⁽²²⁾。

- (1) 異なる種類の条約の間には区別がなされるのであり、特に3種類の条約（世界平和に影響するような平和条約、国際法の原則を生み出す条約、国際組織を生み出す条約）は、主にその目的を考慮して解釈される。
- (2) その適用が明白な不正義や制度の目的に反する結果に導く時は、文言の明白なことも文字通りの適用の十分な理由たりえない。

(3) 一般に、そして特に国際組織に関する条約では、準備作業の考慮は排除される。

(4) 解釈は不変ではなく、関連事項の重要な変化とともに修正される。

こうして、Alvarez によれば、「国際組織は、ひとたび設立されるや、それを生み出した要因から独立して、それ自身の生命を獲得するのであり、それを設立した者の見解に従ってではなく、国際生活の要求に従って発展しなくてはならない⁽²³⁾」のである。

Seyersted は、まず彼が既存の理論の欠陥（と彼が考える点）を指摘する。すなわち、国際組織はその組織文書から生じる限りの国際人格のみを有するという基本的仮定があるが、逆にいかなる国際組織がいかなる法的能力を欠いているかをいかにして導き出しうるかはどの学者によっても示されていないし、それは不可能である⁽²⁴⁾、と。

他方、彼は過去に発展してきた国際組織の実行を重視して立論をなす。つまり、以下の権限については明示的規定は必ずしも存在しているわけではない⁽²⁵⁾。

(1) 組織的管轄権：機関内部・機関間に関する手続・職員規則等の内部法の制定。この点での行政的決定及び行政裁判所等の設立。

(2) 条約締結権：今日、国際組織が締結した条約のほんの一部のみが組織文書の明示的規定に基づくにすぎない状況である。

(3) 領土的管轄権：連盟がザール、ダンテッヒに統治権を行使したように、国連も トリエステ、エルサレムに統治権限を行使する旨の決議を採択した。

(4) その他の権限：外交代表の派遣・接受、国際会議の開催、国際請求の提出、仲裁裁判所による紛争解決の旨の合意締結等。こうして、Seyersted は結論を下す。

「国家や国際組織の国際人格を確立するのは、組織文書の規定や作成者の意図ではなく、その存在という客観的事実である。国際的能力は国家の場合と同様に国際組織に固有なのであり、その組織文書の規定によって委任されたり、推定されたりはしない。」

「多くの国際組織が国家のなすようなすべての型の『主権的』国際行為をなすわけではないのは、国際組織がそうする法的能力を欠いているからではなく、実際に領土も国民も有しない結果、実際上の必要性が存在しないからである⁽²⁶⁾。」

最後に彼は、国際組織の権限が服するとする以下の4つの制限を示す⁽²⁷⁾。

- (1) 組織文書が通常規定する目的による制限。
- (2) 組織文書が一定行動を排除する旨規定している場合。これはまれであり、逆に固有の権限内の一定行動の明示的授權は、他の行動を排除する旨の反対解釈はされない。
- (3) 組織文書によって権限を有する機関が、規定された手続に従って決定すること。
- (4) 固有の権限を越えて他の主体を法的に拘束する決定をなすためには、特別の法的基礎が必要であり、この「拡大管轄権」には委任権限の理論が適用される。

第3節 組織文書を基礎とする機能的な立場

この立場は、国際組織の機能・権限を組織文書に基礎づかせながらも、組織文書が国際組織にとっての基本法（憲法 constitution）としての性格を有する点を考慮して、その特徴を機能的柔軟性に求める。

Bowett が説明するように、国連の初期の試験的な時期においては、国連はその基本法の下に特定の与えられた権限のみを行使することができるというのがかなり共通した見解であった。基本法は設立主権国家が国際組織に移譲した権限の全体を含む限定的な文書であるという静態的な見解は、少数の法学者によって支持されてきたけれども、国際的組織文書は動態的に解釈されるべきであり、国際組織の権限は特定の割り当てられたもの以上であるという見解が、今や一般的に認められるようになってきたと言える⁽²⁸⁾。しかし、依然として、組織文書の規定から必然的推断によって生じるような権限のみを推定することができるのか、それとももっと自由なアプローチが許されて組織文書の中に特定されている目的・機能に関連する権限も推定されるのか、という問題

が残っている⁽²⁹⁾。

まず、明示的に与えられているのではないが、その権限なしでは明示的権限・任務が達成されえないという、いわば論理的前提という側面に重点をおいて黙示的権限を導き出す考え方は、比較的第1節の立場に近いと言えよう。Schermers は次のように理解する。

「多くの権限は、他の権限が存在するという基礎の上にも行使されることができる。こうして、公式に違反を認定する権利が存在しないならば制裁を適用することは不可能であるからして、制裁の権利は違反を認定する権利を黙示する。……特定の国際組織に帰属する任務は、それなしでは合理的で有効な仕方ではそれらの任務が達成されえないような権限を黙示すると考える⁽³⁰⁾。」

次に、Weissberg は、多少不明確な点もあるが現実の微妙な状況を次のように説明する。

「人格は、実体がそのために設立されたのではない領域に入ることを許すものではないし、理論的には実体的権限の行使は国際組織に新しい機能をまとうわせるのではなく、単に最初の機能の実施に関するのではあるけれども、現実にはこれは実状からほど遠いのである。特定の機能の解釈や詳細な適用は、しばしば最初の権限自体よりも重要であり、そしてしばしば付加的で予期されていなかった新しい機能の獲得へ導くのである、もちろんこれらは基本的には最初の権限から由来するのであるのだが⁽³¹⁾。」

他方、Bowett は、国際組織が基本的には機能的団体であり、組織文書に基礎づけられることを認めながらも、次のように述べてほとんど Seyersted の見解と類似する。

「実行においては、……基本法の中に特定の明示されてもいないし、それらに実効性を与えるのに必要でもないような仕方では国際組織が行動する例に満ちている⁽³²⁾。」

「従って、その立場は、より正確には、国連の原則と目的内であるという条件の下で、憲章下に特定の禁止されていないいかなる行動も国連はとることができる、というものである⁽³³⁾。」

この第3節の立場を取る学者は多く（たとえば、Goodrich, Vallat, Castaneda, Reuter, Seidl-Hohenveldern など⁽³⁴⁾）、いわば通説ということができよう。ここでは紙幅の関係から代表的なものにとどめる。

第4節 評価と問題点の明確化

まず第2節の立場であるが、Seyersted の指摘するところの明示的規定の欠如にもかかわらず存在する多くの実行と、国際社会の実質的な組織化状況の中に位置づけられた時の Alvarez の主張する解釈方法とが有する重要な示唆にもかかわらず、いずれの理論も全体としては受け入れることはできない。

Seyersted は、彼が示した4つの法的制限以外のあらゆる行為をなす固有の権限を国際組織の人格の中に基礎づけるが、国際組織のさまざまな行動を含むこのような人格が一般慣習国際法上、真に共通のカテゴリーを形成していることは十分に証明されていない⁽³⁵⁾。反対に、国際組織が目的のみならず、目的達成のために有する権限もが組織文書によって通常制限されていることは裁判所によって繰り返し指摘されてきた⁽³⁶⁾し、国際組織を設立する際の設立諸国による組織文書の交渉において前提されている⁽³⁷⁾ことも明らかである。

Alvarez は、1950年「総会の権限」事件の反対意見の中で、平和と安全に直接関係しない事項についても拒否権の行使は排除されないが、そのような場合における拒否権の行使は総会の「評価」に従うべきであり、もしそれが乱用されたと見なされる時は、実行可能な手段をもってそれを無視することができるとした。Alvarez が新国際法に基づいて主張するこの解釈によるならば、「憲章の基本構造——総会と安全保障理事会の同位——はくずれされることになり、理事会の役割は『単に事案を研究し報告を提出し助言を与え意見を述べればよい』ということになりかねない⁽³⁸⁾。」従って、現行法の解釈としては十分な説得力を有しない仮説的なもの、*de lege ferenda* の議論と言わなくてはならない⁽³⁹⁾。

次に第1節の立場であるが、Seyersted の示すように過去数十年に大きく発展してきた国際組織のさまざまな実行は、この考え方の枠組みの中では必ずしも十分には説明されえないように思われる。他方、これらの実行に対しては

従来一般に無効であるという主張はなされてこなかった⁽⁴⁰⁾。従って、この点は理論の一貫性にもかかわらず、いやむしろその故にこそ一層致命的な欠陥として指摘されよう。

第3節に示されるような考え方に基つかない限り、理論的一貫性をもって組織文書と現実の実行との関係を説明できないと思われる。しかしここにおいても、条約法の解釈にいう有効性の原則（目的論的解釈）が単に組織文書に適用された結果として黙示的権限が導き出されるという推論をするのでは、第1節の条約法の枠内で黙示的権限の法理をとらえる考え方との相違は明確にされず、いたずらに混乱を引き起こすことになる。またこれは、第3節の諸学説もさまざまな程度に分散していることの一つの要因とも考えられよう。

こうして、序章に示した本稿の目的を、以上の評価を踏まえた上で敷衍するならば、次のように示すことができる。

第1に、国際組織の実効的機能という要請及び組織自身の実行という要因が組織文書の解釈に及ぼす影響を中心として、組織文書の解釈プロセスを明確にすること。

第2に、以上の作業を前提として、黙示的権限の法理の枠組みと国家間条約法の解釈枠組みとの相違という、従来欠如していた視座を導入すること。

第3に、第2節の考え方との相違を明白にするという意味も含めて、黙示的権限の法理の枠組みを可能な限り限界つけること。これはまさに、第3節に示された学説の分散を統一しようという方向である。

第Ⅱ章 組織文書の解釈プロセス

第1節 国家間条約法における解釈枠組み

解釈に関しては、価値判断との関係⁽⁴¹⁾、当事国意思をめぐる解釈の目的⁽⁴²⁾、司法立法との関係等、困難な諸問題が関わってくるが、ここでは第2節以下に扱う有効性の原則や事後の実行の原則を条約解釈の中に位置づけるのに必要な限りの考察にとどまる。

(1) 国際司法裁判所の解釈方法

ICJ の判事であった **Fitzmaurice** は判事となる前の 1950 年代において、ICJ のなした各判決を彼自身の体系に従って分類した一連の判例集を **British Yearbook of International Law** に発表している。ここではその中の条約解釈を扱った 1951 年⁽⁴³⁾と 1957 年⁽⁴⁴⁾のものに基づいて、ICJ の条約解釈の基本的な姿勢をみてみよう。

全体としての裁判所の考え方は次のように要約されると思われる。すなわち、条約締結に先行する討議や交渉から生じる条約起草者の意思は、条約自体の中に表明されたものと見なされなくてはならず、従って主に外部の源泉ではなく現実の本文の中に追求されるべきである。さらに、条約はあるがままに、そしてそれだけの条項・フレーズ・単語のみ含んでいるという事実には固かな制限に従って解釈されなくてはならない。起草者の意思や推定される意思はギャップを埋めるためや、条約中にないものを導入したり、明白な意味の単語やフレーズを正したり、変更したり、また通常の自然な意味に従って有する意義とは異なったものを与えるために援用することはできない。つまり裁判所の態度は、この本文は何を意味するように意図されたかを追求することではなく、それはその現実の用語の上で実際に何を意味するのかを追求するものである。

Fitzmaurice の示す 5 つの主要原則の中の 3 つの原則（現実性の原則、自然な意味の原則、一体性の原則）は、以上の要約が説明するところのものである。重要な点は、残りの 2 つの原則（有効性の原則、事後の実行の原則）が先の 3 つの原則に対して従属的な形でのみ適用されるにすぎないということである。その 2 つの原則はそれぞれ次のように理解される。有効性の原則：特定の規定は単語の通常の意味と本文の他の部分とに合致する最大限の重みと効果を与えるように解釈されるべきである。事後の実行の原則：条約が現実当事国の実行において解釈された仕方はその正しい解釈が何であるかの証拠である。

(2) ウィーン条約法条約の解釈方法

条約解釈を扱う規定は、第 31 条（解釈の一般規則）と第 32 条（解釈の補足的手段）からなる。第 31 条第 1 項は次のように規定する。

「条約は、その文脈により、また、その条約の対象及び目的に照らし、条約

の文言に与えられる通常の意味に従って誠実に解釈されなければならない。」

このウィーン条約法条約の草案を作成した ILC のコメンタリー⁽⁴⁵⁾によれば、ILC の委員たちの間においても解釈に対する基本的アプローチの相違から次の3つの中の特定の要素に重点を置くものに分かれた。すなわち、(a)当事国の意思の有権的な表示としての条約の本文、(b)本文とは別個の主観的要素としての当事者の意思、(c)宣言されたか、又は明白な、条約の目的。しかしながら、過半数の者は、一方において当事国の意思の外在的証拠や条約の目的に対し、解釈手段としての一定の場席を与えつつも、それと同時に、条約解釈の基礎として本文の優先性——(a)——を強調した。こうして、次のように説明される。

「委員会は *ut res magis valeat quam pereat* という格言が解釈の一般的規則を反映するものである限り、条約はその文脈において及びその目的に照らして、条約の文言に与えられる通常の意味に従って誠実に解釈されることを求めた第27条第1項（第31条第1項：筆者）の中にその原則が具現されているという見解をとった。……適切に制限され適用されるならば、この格言は、条約の文言によって表現されているか又はその中に必然的に黙示されているところのものを越えるという意味において解釈が『拡張的』であり又は『自由な』ものであることを求めない。従って委員会にはこの点について別個の規定を設けるなんらかの必要があるとは思われない。更に、そうすることは、いわゆる『実効的解釈』の原則に基づいて条約の意味を不当に拡張しようとする企てを奨励することになりかねない。」

また、事後の実行の原則も、第31条第3項(b)に文脈とならんで考慮に入れられるべき要素として、「条約の解釈に関する 当事国の了解を確立する 条約締結後の条約適用上の慣行」という形で指摘されている。

(注)

- 〔1〕 高野雄一『国際組織法〔新版〕』、有斐閣、1975年、9-11頁及び20-34頁。
- 〔2〕 横田洋三「国際組織の法構造——機能的統合説の限界——」『国際法外交雑誌』、第77巻第6号、1979年、3-4頁。
- 〔3〕 国連職員が任務遂行中に受けた損害に関して、国連が責任ある国に対して賠償を請求する資格を国際法上有するか否か、という内容の総会の諮問に答えて、国

際司法裁判所（ICJ）は1949年「損害賠償」事件の 勧告的意見において、憲章の明示的規定の中にその旨の規定が存在しないのにもかかわらず、国連はその職員自身が受けた損害の賠償を請求するための機能的保護権を有することを認めた。その際、ICJ は、憲章上の明示的規定にかわって国連の機能・目的という総合的観点から機能的保護権の存在を正当化するために次のような法原則の存在を確認した。すなわち、「国際法上、機構は、憲章において 明示的に述べられていないが、必然的推断により、その任務の遂行に不可欠なものとして機構に付与される権限を有しているものとみなされるべきである。」

- [4] Third Report on the Law of Treaties by Sir Humphrey Waldock (A/CN. 4/167 and Add. 1-3), *Yearbook of the International Law Commission*, 1964-Ⅱ, pp. 26-34.
- [5] 注(3)の勧告的意見の中で、ICJ は国連の客観的法人格を承認した。
- [6] 小寺 彰「国際機構の法的性格に関する一考察(一)」『国家学会雑誌』, 第93巻第1・2号, 48頁。
- [7] Lord McNair, "The Function and Differing Legal Character of Treaties," *The Law of Treaties*, 1961, pp. 739-754.
- [8] Manfred Lachs, "Les Conventions multilatérales et les organisations internationales contemporaines," *Annuaire Français de Droit International*, t. 2, pp. 334-342; "Le Développement et les fonctions des traités multilatéraux," *Recueil des Cours*, t. 92, 1957-Ⅱ, pp. 229-341.
- [9] Shabtai Rosenne, "Is the Constitution of an International Organization an International Treaty?", *Comunicazioni E. Studi* ⅩⅡ, 1966, p. 66.
- [10] 以下の分類が、説明の便宜上のものにすぎないことは、言うまでもない。
- [11] ソ連科学アカデミー編『ソビエト国際法の基礎理論』高橋通敏訳、有信堂、1971年、183頁及び195頁。Chris Osakwe, "Contemporary Soviet Doctrine on the Juridical Nature of Universal International Organizations," *American Journal of International Law*, Vol. 65, 1971.
- [12] イグナツ ザイドル＝ホーヘンベルデルン『国際機構の基本問題』山口福夫訳、晃洋書房、1980年、36頁。
- [13] Grigory I. Tunkin, "The Legal Nature of the United Nations," *Recueil des Cours*, t. 119, 1966-Ⅲ, p. 29.
- [14] ゲ・イ・トゥンキン『国際法理論』安井郁監修・岩淵節雄訳、法政大学出版局、1973年、316頁。
- [15] Tunkin, op. cit., p. 24.
- [16] *Ibid.*, pp. 24-25. 同様の指摘はハンガリーの Árpád Prandler によってもなされる ("Competence of the Security Council and the General Assembly,"

in György Haraszti ed., *Questions of International Law*, 1977, p. 166)。

- [17] トウンキン, 前掲書, 328頁。
- [18] 同上, 330頁。
- [19] Hans Kelsen, *The Law of United Nations, a Critical Analysis of Its Fundamental Problems*, 1950, pp. 329-335, pp. 832-836.
- [20] Hackworth については, 第Ⅲ章において詳しく扱う。
- [21] *ICJ Reports* 1948, pp. 67-72.
- [22] *ICJ Reports* 1950, pp. 16-18.
- [23] *ICJ Reports* 1948, p. 68.
- [24] Finn Seyersted, "Objective International Personality of Intergovernmental Organizations, Do Their Capacities Really Depend upon the Conventions Establishing Them?," *Nordisk Tidskrift for International Ret, Acta Scandinavica juris gentium*, Vol. 34, 1964, p. 18. 以下 Seyersted, *Personality* と略記する。
- [25] Finn Seyersted, "United Nations Forces, Some Legal Problems," *British Yearbook of International Law*, Vol. 37, 1961, pp. 448-453. 以下 Seyersted, *Forces* と略記する。
- [26] Seyersted, *Personality*, p. 28.
- [27] Seyersted, *Forces*, pp. 458-460.
- [28] D. W. Bowett, *United Nations Forces, a Legal Study of United Nations Practice*, 1964, pp. 307-308. 以下 Bowett, *Forces* と略記する。
- [29] D. W. Bowett, *The Law of International Institutions*, 1975, p. 301. 以下 Bowett, *Institutions* と略記する。
- [30] Henry G. Schermers, *International Institutional Law*, Vol. I, *Structure*, 1977, pp. 154-156.
- [31] Guenter Weissberg, *The International Status of the United Nations*, 1961, p. 24.
- [32] Bowett, *Institutions*, p. 301.
- [33] Bowett, *Forces*, p. 309.
- [34] Leland M. Goodrich, *The United Nations in a Changing World*, 1974, pp. 23-39; F. A. Vallt, "The Competence of the United Nations General Assembly," *Recueil des Cours*, t. 97, 1959-II; Ignaz Seidl-Hohenveldern, "The Legal Personality of International and Supranational Organizations," *Revue Egyptienne de Droit International*, Vol. 21, 1965.
- [35] Manuel Rama-Moutalde, "International Legal Personality and Implied Powers of International Organizations," *British Yearbook of International*

Law, Vol. 44, 1970, pp. 119-120.

- [36] 常設国際司法裁判所 (PCIJ) では、ダニューブ河ヨーロッパ委員会の権能に関する事件 (1927年), ICJ では、「損害賠償」事件 「ある種の経費」事件 (1962年) などがある。
- [37] 第1節の立場に立つ Winiarski 判事は、「ある種の経費」事件の反対意見の中でこの点を強く主張する (*ICJ Reports* 1962, p. 230)。
- [38] 皆川 洸「国際連合の加入問題」『国際連合の十年』, 1957年, 148-149頁, 注 (8)。
- [39] 同上。及び同様の指摘は, 名島 芳『国際法における権利濫用』, 酒井書店, 1966年, 30-31頁。
- [40] Oscar Schachter, "Reviews, The Law of the United Nations," *Yale Law Journal* Vol. 60, 1951, pp. 189-193.
- [41] Kelsen, *op. cit.*, pp. Xiii-XVii.
- [42] Julius Stone, "Fictional Elements in Treaty Interpretation—a Study in the International Judicial Process," *Sydney Law Review*, Vol. 1, 1954.
- [43] "The Law and Procedure of the International Court of Justice: Treaty Interpretation and Certain Other Treaty Points," *B. Y.*, Vol. 28.
- [44] "The Law and Procedure of the International Court of Justice: Treaty Interpretation and Other Treaty Points," *B. Y.*, Vol. 33.
- [45] *Report of the I. L. C. on the Work of its Eighteenth Session*, 1966, General Assembly, *Official Records*, 21 Session, Supplement No. 9 (A/6309/Rev. 1). 日本語訳は, 小川芳彦「資料, 国際法委員会条約草案のコメントリー(三)」『法と政治』, 第19巻第4号, 1968年。

(筆者の住所: Fletcher Hall, Tufts Univ., Medford, Massachusetts 02155, U.S.A.)